

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30—④)

別紙1

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	大臣官房環境計画課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総合政策課政策評価室 大臣官房総務課広報室		作成責任者名 (※記入は任意)	泰 康之 林 里香 吉野 謙章 東條 純士		
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。			目標設定の考え方・根拠	第五次環境基本計画(閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	175,787,779	34年度	-	-	-	-	169,091,101	170,765,271	172,439,440	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、今後策定予定の「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比5%増加を目標とした。
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施	50	-	50	49	50	54	54	-	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度							
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業(平成22年度)	11 (8)	9 (9)	12 (9)	15	1	<達成手段の概要> 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 <達成手段の目標> 環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。	285				
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	86 (77)	100 (98)	98 (93)	83	2	<達成手段の概要> 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 <達成手段の目標(30年度)> 策定した研修計画に基づき、行政研修23回、分析研修21回及び職員研修10回の、全54回の研修を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。	311				
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,316 (1,116)	1,858 (1,699)	1,724 (1,662)	1,874	1	<達成手段の概要> デジタル・ガバメントの実現を推し進めるため、標準化・共通化された手法での環境情報の整備、利用者ニーズに応じた情報提供の推進に取り組むとともに、情報セキュリティを含む情報システムの運用リスクへ適切に対応する。 <達成手段の目標> 環境省ネットワークシステムの稼働率 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。	309				

(4)	環境保全普及推進費 (平成2年度)	81 (77)	80 (71)	81 (76)	81	-	<p><達成手段の概要> 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、地球温暖化、生物多様性、3Rについて、来場者の60%の者の理解度と行動を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。</p>	310
(5)	諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	5 (8)	4 (6)	5 (4)	5	-	<p><達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。</p> <p><達成手段の目標(30年度)> 報告書(論文)の累積数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。</p>	312
施策の予算額・執行額		1,499 (1,286)	2,052 (1,883)	1,920 (1,844)	2,058	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		